

第10回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
会議録

2018年（平成30年）7月

総務部 行政総務課

開催日：2018年（平成30年）3月27日（火）

時間：19時10分から20時55分まで

場所：藤沢市本庁舎5階 5-1会議室

出席者：村山委員長，永倉副委員長，名取委員，吉村委員（遅参），塩見委員，清水委員，牛島委員，久保委員，赤堀委員

【事務局】黒岩総務部長，宮沢総務部参事兼行政総務課長，古澤行政総務課主幹，及川行政総務課課長補佐，中野行政総務課主任

【担当課】村井子ども青少年部長，辻子ども青少年部参事兼保育課長，手塚保育課主幹，藤田保育課主幹，戸部保育課主査，佐藤保育課主任，福室職員課主幹，後藤職員課上級主査

傍聴者：1名

委員長	それでは，今回で10回となりますが，藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催いたします。 それではまず，本日の出席状況について，報告をお願いします。
事務局 （中野主任）	会議の出席状況ですが，ご覧のとおり委員が8名ご出席されておりました。吉村委員と有菌委員につきましては，特にご欠席のご連絡はありませんが，現時点でお見えでないため，恐らくご欠席かと思われます。 なお，本日の傍聴者は1名でございます。 以上でございます。
委員長	傍聴者の方におかれましては，何かご意見等あれば，ご発言いただきたいと存じます。なお，その際は挙手していただき，私が促した後をお願いできればと存じます。 それでは次第に従って進めさせていただきます。 まず議題の1ですが，第9回の委員会以降の会議等の経過ということで，ご報告をお願いいたします。
事務局	続けて事務局からご報告申し上げます。

(中野主任)

前回、第9回の委員会以降の会議等の開催経過でございますが、資料1をご覧くださいいただければと存じます。

まず一点目、補償検討部会ですが、第13回目となる補償検討部会を1月15日に開催いたしました。

主な議論の内容でございますが、赤堀委員からこれまで議論等に際して挙げてこなかった資料等の提供を受けましたが、会議時点では整理しきれておりませんでしたので、再度精査等したうえで、議論の対象となるべき資料がある場合には、改めて取り扱うこととしております。

また、「見舞金」の支給につきましては、いわゆる慰謝的な見舞金のほかに、疾患発症時の見舞として支給するという考え方もあるのではないかという議論があり、それを踏まえ最終報告書の策定を進めることとなっております。

続いて、2番の中間報告書に関する説明会ですが、こちらは2月3日に開催しております。

事前にお知らせしたとおり、本庁舎で開催いたしまして、約15名の方々にご出席いただきました。

委員会から中間報告書の内容についてご説明した後に、出席者の方々からご質問等をお受けいたしまして、色々ご意見は頂戴したところではございますが、主なところといたしましては、報告書を受領した後の市としての流れはどのようになっていくのかというご質問や、適切な情報提供を求めるといったご意見、それからこれまでのことも含めた市の対応等に関するご意見を頂戴したといったところでございます。

なお、最後に2月26日まで市のホームページを通じて、意見を公募している旨を再度お伝えしたところでございます。

裏面に移りまして3番ですが、これらの会議等を踏まえまして、第2回となる部会長会議を3月6日に開催しております。

こちらでの主な議論の内容ですが、先ほど申し上げました2月26日までに受け付けた市民等からのご意見、これに対する回答につい

	<p>て確認を行いました。これを踏まえたものにつきましては、本日の会議の資料にもなっております。</p> <p>更に、最終報告書の策定としまして、第4章にあたる補償の部分についての更新案をお示しいただき、この内容について議論いたしました。</p> <p>先ほどの1番でお話させていただきましたが、一律の見舞金のほかに、発症時の見舞金について記載し、この内容又は金額等について議論いたしました。</p> <p>以上の議論を踏まえた、最終報告書案が本日の会議資料となっております。</p> <p>最後に4番ですが、判定部会及びリスク推定部会につきましては、開催はございませんでした。</p> <p>経過としては以上となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご質問等ございますでしょうか。</p>
(質問等なし)	
委員長	<p>次の議題にも関連しますが、意見公募期間はいつからいつまででしたか。</p>
事務局 (中野主任)	<p>1月24日から2月の末までです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の議題ですが、中間報告書に対する市民等意見への回答(案)についてとのことです。</p> <p>先ほど事務局からご説明いただいた、意見公募について、ご質問等をお寄せいただきました。それがお手元の資料2です。</p> <p>これも事務局からご説明いただけますか。</p>
事務局 (中野主任)	<p>では、資料の2ですが、項目別になっておりますが、全体で42番までという番号が振られておりますが、42名からご意見があったというものではございません。頂戴したご意見等を選別した結果、</p>

概ね4 2 件のご意見を頂戴したということになります。

主なご意見といたしましては、番号で申し上げますと、1 から5 までのリスクに関する確認事項や、6 以降の補償に関するご質問等、多くは発症時の治療費は補償すべきといったものや、見舞金について支給してほしいといったものがございました。

そうした内容に対し、右側に回答案を示しております。

順にご説明申し上げますと、まず雨漏りが乾いたものが再飛散しないかというご質問に対しては、それも踏まえてリスク推定を行っている旨委員長から回答案をご作成いただいております。

2 については、水が乾いたものの再飛散は検討の範囲に入っており、濡れた手を拭き取る点については、影響は限定的等、いずれのリスクに関するご質問等についても、それを踏まえたリスク推定を行っているというのが基本的な回答内容となっております。

しかしながら、5 につきましては、ご指摘を踏まえて訂正をしたというものになっております。

6 以降の補償へのご質問等につきましては、この後の議題でもご説明があるかと思いますが、補償や見舞金に関する点につきましては、本日の資料である最終報告書案の内容に沿った回答案となっております。

2 4 までがそうした一時金の支給あるいは治療費の補償等に関するものでございまして、2 5 以降が市への要望でございまして、2 5 については、個別のものとなっておりますが、これはあくまで委員会としての回答でございまして、市へ伝える旨を回答案としております。2 6 についても同様に市に対して要望すると記載しております。

2 7 以降の謝罪を求める等のご意見につきましては、あくまでも委員会としての回答でございまして、そうしたご意見も踏まえた慰謝的な意味での一時金、見舞金の支給について記載し、求めていくとして回答案を記載しております。

3 5 につきましては、委員会への要望として、市がとるべき対策等

	<p>を記載してほしいというものに対しましては、事務局で現在藤沢市がとっているアスベスト対策について、その概要を記載させていただいております。</p> <p>36からリスクに関する確認、質問となっておりますが、これにつきましても、先ほどと同様にそうした内容を踏まえてリスク推定をしているという回答、もしくはご指摘を踏まえ報告書の記載を一部訂正等しているといった回答となっております。</p> <p>最後42ですが、もっと時間をかけて意見を吸い上げてほしいとのご意見でございますが、これにつきまして発足以来3年近くかけて議論、検討を行ってきており、また会議も公開で行ってきておりますので、そうした内容を回答案とさせていただいております。</p> <p>雑ぱくではございますが、説明としては以上となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、ご説明いただいたとおり、ひと通り回答を作成したところではございますが、チェックが甘く、一部数字等に誤りがございます。</p> <p>雨漏りの時期の園児という記載が多く出てきますが、これは平成11年以降というのが正しい表記ですので、場所によっては平成12年となっておりますが、これは全て平成11年の誤りです。申し訳ありません。</p> <p>そのほか、特に補償に関する点については、この間、補償検討部会や部会長会議で議論してきておりまして、中間報告から内容的にも変わってきておりますので、その点も含めてこの後ご議論いただきますが、この回答については最終的には公開する手筈になりますよね。</p>
事務局 (中野主任)	<p>そうですね。ホームページにて公開する予定でいます。</p>
委員長	<p>では、その前に何かご意見等ありましたら、事務局までお願いしたいと思います。</p> <p>この点について、何かございますか。</p>

赤堀委員	<p>ご意見にも書いてありますが、謝罪をしてくださいというものや、誠意を見せてくださいというものに対して、この回答だと「えっ」という気持ちになります。</p> <p>この回答だと謝罪をするのかしないのかも分からないため、回答になっていないのではないかと思います。</p> <p>ほかの保護者にも回答案を見せたところ、みなさん「これが回答なの」と疑問を呈されていました。</p> <p>やはり客観的に見ると、市と委員会は一つのものだというふうに見えてしまうので、先日もメールで質問させていただいたところ、事務局から回答がありましたが、ここから汲み取れと言われても、難しいかなと思うのですが、これはこれ以上どうにもならないのでしょうか。そのほかの部分のように、市に対して要望しますとは記載できないのでしょうか。</p>
委員長	市に謝罪を要望するという記載は難しいですね。
赤堀委員	しかし、この回答のように、謝罪をしてほしい、誠意を見せてほしいというものに対して、ここにこのように記載していますという内容だと、いやこちらは謝罪を求めているのに、違いますよねとなってしまいかと思います。
久保委員	<p>私はすっきりさせるなら、市への要望については記載しないほうがよいかと思います。</p> <p>この意見公募はあくまで委員会が求めたものですので、市の責任で回答するというのであればよいのですが、そこは分けないといけないのではないかと思います。</p>
事務局 (中野主任)	<p>主体が異なってしまいますので、本日資料ですと、あくまで委員会としての回答となっていますので、先ほどからご指摘あるように、この程度の記載となってしまうのですが、受け手としては同様に見るということであれば、ここに市としての回答も含めて記載する、その際には主体が違うことを分かるように記載する等の整理が必要かなと考えますが。</p>

赤堀委員	この点については、非常にご意見も多かったではないですか。 なので、謝罪をしてほしいという委員会としての気持ちが分かるような記載にするなどは・・・
牛島委員	こうした要望があったことを市に伝えますということは、もちろん記載できますが、謝罪というのは人格的な部分がありますので、しなさいよというものを書くのは少し・・・、こうした問題があったということは書いてあるかと思うのですが・・・、なのでこうした要望があったということを・・・、委員会としてこうした要望があったので市に伝えると言えるかという点、そうしたことをここで決められるかという点もあろうかと思えます。
清水委員	今回の内容を見ると、気持ち的な部分のご意見に対して、お金の内容の回答となっているため、すごく違和感があるというのは分かります。このあたりのことは、非常に難しいですね。精神的な部分に対して、金銭的なもので返していますので。 ただ、謝罪をするように求めますということは、委員会としては言えないという点もありますけれども、やはり謝罪を求めるといふご意見が多かったということは市へ伝えますとしていかないと、こうした要望へのご回答にはならないかとは思っています。
赤堀委員	これだけだと、お金出すからいいでしょというようにも取られかねないと思うのですね。 保護者としては、これまでお金をくださいとは求めてきてないですし、誠意を見せてほしい、過ちを認めてほしいと伝えてきていますので、それに対してお金のことのみの内容にしてしまうと、あまりいい答えではないのかなと思います。嫌な思いをする保護者もいるのではないかと思います。
牛島委員	3月6日の部会長会議で、文京区の和解に関する資料を持ってきましたが、そこでは原告とならなかった方も含めて謝罪をすることとなっているのですね。別件ではありますが、そういった例もありますので、参考にはなるのかなと。

赤堀委員	お金、補償のことは別だと思うのですね。ここで、補償のことが回答となっていると言われてしまうと、少し違うのかなど。
委員長	市への要望については、委員会としては答えないという方向で……。そうしたご意見もありましたので、謝罪や誠意に関する部分については、こうしたご意見があったことを伝えますということにさせていただいて……。
赤堀委員	ここにこうした記載があると、どうしてもお金払うからいいでしょというように見えてしまうと思うので、そうならないように何か……。
副委員長	市への要望というものを別記載にして、市への要望についてはこうしたものがありました、委員会への質問等はこうしたものがあったので、このように回答しますということとして、市への要望については市に伝えますとすれば……。
名取委員	<p>少し整理をさせていただくと、1から24まではリスク等の項目となっていて、後ろの方にもまたリスク等が出てきますので、これは前方に持ってきていただいて、これについては委員会への要望ですと。</p> <p>そのうえで、25から34までは市への要望なので、正直委員会はこのご意見を受け、このように考えましたが、あとは市がこれを受け止めてご対応くださいと言うしかない。人格としては別なので。なので、ここは分けさせていただいて、委員会と市とは別であることを記載して、市への要望については、いずれ市から回答すべきものであると書いたうえで、ただこの間の経緯や関連する方々のご心労等を踏まえて、その点についても市からの誠実な対応を求めていきますといった回答にするべきではないかと思えます。</p> <p>委員会として言うべきは、市と委員会は違うのだということや、これまでの経緯を見ると、市の対応に不十分な点があったことも認めて、今後は誠意ある対応を求めていきます、という程度は言えるのではないかと思えますが。</p>

赤堀委員	謝罪の方がいいということも書けないのですよね。
牛島委員	<p>ただ、説明会等で謝罪を求める声が多かったことを踏まえて、文京区の例を出してきているので、委員会としても他の例も踏まえて求めていく等は言えるのではないかと思います。</p> <p>過去の経過においても、保護者間では文京区の事例を情報共有していた部分もあるようなので、文京区では謝罪があったということも承知しているという点は考慮して、委員会としてはそうした事実も踏まえて、他事例等では謝罪している事実もあるということは伝えた方がよいのかなと思います。表現はなかなか難しいとは思いますが。</p>
赤堀委員	それならば、委員会も保護者の意見を踏まえてくれたのだなと思えるかもしれません。
委員長	<p>大体よろしいでしょうか。</p> <p>この項目の分類は、事務局の方で行っていただいたのでしょうか。</p>
事務局 (中野主任)	そうです。
委員長	<p>市への要望については、別立てとさせていただきます。その他については、委員会として回答を示していくと。</p> <p>市への要望については、今ご意見のあったように、こうしたご意見があったということを示して、これまでの議論や他の例も踏まえて、市へ誠実な対応を求めるというかたちにしたいと思います。</p> <p>では、そのようなかたちで回答を作成してまいります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、こうしたご意見を踏まえて、最終報告書をまとめていくということになりますが、冒頭に事務局からご紹介があったように、この間議論を進めてきたわけですが、全てを紹介するというのは効率的ではないので、中間報告から変更があった点を中心に</p>

	<p>紹介をしていければと存じます。</p> <p>総目次というのが4ページと5ページにあります。このうち、2と4が主に修正があった点です。</p> <p>1の事実関係については特に修正はなかったかと思いますが、久保委員から何かありますか。</p>
久保委員	<p>細かい表現や文言に修正はありましたが、内容は変わりませんので、特にありません。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2の事実関係に基づくリスクの推定につきましても、基本的には大きな修正はありません。ただし、下線を付している6、7、8のリスクの評価結果については、ご覧いただくと、修正というよりは追加したというものです。</p> <p>具体的には、66ページの(8)ですが、中間報告では各年度1年間のリスクのみ出していたのですが、園児の在籍は決して1年だけではないので、3年間や5年間という場合も考慮し、そのようなパターンを作って記載したというものです。例えば、表2-16のように複数年の合計リスクを表記しています。少しフォントが変なところもありますが。</p> <p>これと同様に、職員の分についても追記しています。年数については少し変更してはいますが、あくまで例として表現しています。これを受けてどのようにリスクを考えるかということになります。</p> <p>一部、中間報告へのご意見を踏まえて修正したところもごさいすが、大きくは変わっていません。</p> <p>それから、このリスクの推定を受けた、今後の検診に向けた対応策として、3章にあります。ここも内容的な変更ではなく、先ほどのリスクの推定の結果が72ページと73ページに記載があるので、この内容を2章に合わせたというものです。</p> <p>あとは中間報告と同じ内容となっています。</p> <p>79ページからの4章が中間報告から大きく変わっている部分でご</p>

	<p>ございますので、この点については少しご説明をいただきたいと思 います。</p> <p>まず、久保委員からご説明いただいてよろしいでしょうか。</p>
久保委員	<p>中間報告の段階で、今まで部会で議論してきた論点について整理し たものを紹介しましたが、どういう補償の仕組みと枠組みを作るか については、少し結論が出ないまま中間報告となったわけですが、 結果的にどういう枠組みでやるかという議論の中で、その理由付け ということで、中間報告の際に出た論点と変わってはいないのです が、その結果の枠組みと併せて少し整理して、最終報告としてみた ということです。</p> <p>ただし、部会長会議が2回ということで、十分な議論はなされてい なくて、今日の案の提示の直前にもご意見があったり修正があつた りしたのですが、とりあえず私の方で作成を進めて、(5)まで作 り、(6)は後で付け加えたというような内容です。あとは本日の議 論にお任せしたいと考えています。</p> <p>一応、枠組みとしましては、本来因果関係といえますか、浜見保育 園でのアスベストばく露に起因して発症した場合の補償をどうする かという問題と、そうした因果関係・起因性を肯定できない・認定 できない場合も、発症した場合には一定の補償というか給付をした 方がいいのではないかという議論があり、そうした枠組みを作っ ています。</p> <p>なので、(1)から(4)までが因果関係が認められた場合の補償、 (5)は因果関係が肯定できない場合の給付、それから(6)は先 程来議論がありました、一律見舞金というような内容を記載したも のとなります。</p> <p>内容ですが、80ページから始まっていますが、まず補償について の基本的な考え方を整理しなくてはいけないのではないかというこ とで、アのとおり記載しています。</p> <p>基本的に法的な損害賠償責任が市にあるということを踏まえていた</p>

だくと。そういうことで、中間報告にもありましたが、考え方としては園児又は保護者と市との保育契約、保育委託契約に基づく安全配慮義務に違反があり、こういう事態となったということに責任があるでしょう。もう一つは、園舎そのものが安全性を備えたものではなかったということで、それについても責任を負わなければならないということで、これはあくまでも法的な責任が基礎となりますが、イに記載したとおり、この保育園は公立で市が運営するものでありますし、保育園そのものも関係法令で安全に保育されなければならないと規定されていますので、地方公共団体としてそれは守らなければならないものであったと、また同時に保護者もそれを期待していたということを加味しています。そうした中ですので、単に損害賠償請求というものに限らず、もっと広い意味で行政的に公立保育園の園児という健康上の弱者について発症する可能性があるという事態ですので、裁判を起こされたらそれに対応すればよいというものではなく、行政的に補償の責任を考える必要があると。基本的には、市の損害賠償責任を基礎として、アスベストの疾患というのは非常に深刻なものでありますので、これに社会保障的な性格を加味しました。

ウは、これまでの平成19年度までの経過の中で、市が説明会や在園証明書などで補償について約束している点もありますので、補償の内容や意味をどのように捉えるかは別として、その責任を市としても自覚して過去言明しているということです。

(2)は、補償の仕組みを考える場合の具体的な留意点ということで、まずアは手続き面です。ご覧いただければ大体分かるかと思いますが、損害賠償責任を基にしたかたちで考えなければならないでしょうということで、①から④まで書きました。

イは実体的な判定や認定の場合に、どのような点を配慮したらよいかということで書きました。ここではまず、(ア)の起因性の判定について、これまでも国が行っている、いわゆる救済法に基づくアスベストの救済制度というものがあるのですが、その救済制度の性格

からすると、かなり基準が狭くなりますので、今回の件にそのまま当てはめるのは適切ではないと。やはりこれまで申し上げたような、市の補償の責任の性格等にふさわしいものにするべきであると。それから、過失の問題がありまして、要するに時代が古くなると、アスベストが危険であるという認識又は知見がなかったということになりまして、市の事情を考慮すると、危険であるということが分からない中で対策を講じるということも無理であると。これは技術的な責任を考えますと、加害者にこうした知識がなければ責任は負えないという原則があるため、そこが原則とはなるのですが、やはり本件を見た場合には、市の行政的な責任を考えると、市側の予見の有無によって補償をするかしないかを決めるということは、公平性や公正さに欠くであろうと。なので、本件においては、損害賠償責任における過失は問わずに、いわゆる無過失責任として補償を行うことが妥当であろうと。そういうわけで、昭和47年度以降の園児に対して補償をすることが望ましいと。このような考え方でよいのではないかと考えました。これは、労災上も使用者に無過失責任があるとされていますので、類似事例として考えました。

(ウ)は補償の範囲の問題です。補償の範囲に関しては、その手続きを簡素化し、結論を迅速に出すということと、申請者の間で公平性が保たれることが必要であろうと。ただ、問題は補償という意味でありますので、裁判でやるような全ての責任を明らかにして、補償の範囲を決定するというのは難しい、これには時間も相当かかりますし、申請者からも様々な資料等を提供してもらわなければなりませんので、ある程度統計的あるいは他の制度で使われているような、例えば賃金センサスのようなものを使いながら、そのうえでやはり判断の難しい慰謝料等については、補償の範囲には含めないと。もう一つ問題なのは、何を基礎として休業損害を計るかという問題もあるのですが、例えば労災もそうなのですが、賃金センサスで平均賃金のうちの6割を支給するとか、8割を支給するとか、要するに10割は支給していないのですね。それは、補償という簡易な制

度で行うものですから、休業の捉えを歩留まり、つまりかたいところで捉えるということで、そのようになっているわけですが、本件の場合にその通りに6割、8割とするのがよいのか、それともやはり委員会としては10割とするのがよいのか、少し細かい話ですが、そうした点も議論していく必要があるかと思えます。一応ここでは記載のとおりを案としています。

それから、(3)はこれまでもあったとおり、対象疾患の実際の判定について記載をしています。

(4)の補償の範囲も中間報告とは変わりはないのですが、下線を付している部分もありますが、①と③は実額で算定できるでしょうと。④と⑤については、予め定める必要がありますが、一定額として支払いすると。そして、先ほどの②の休業補償ですけれども、他の部会長からもご意見がありまして、ここでは賃金を基礎として算出することとしています。私の素案では、賃金にも個人差がありますし、アルバイトの方はどうするかという問題等もあるので、その辺を示していましたが、そういうことも踏まえて、簡易に補償するのであれば、賃金センサスを基に算定するということとなろうかと思えます。

問題は(5)の給付金の支給ですが、これまでも(5)を中心に議論をしてきまして、途中から(6)が新たに課題として出てきたと認識していますが、要するにここで書いているのは、一般的な認定として本件でのアスベストばく露が原因だと認定できない場合でも、やはりある程度補償をする必要があるとして考えたのが、(5)です。これも部会での議論や中間報告へのご意見もありまして、一時は少なからず治療費だけは全額出すのもどうかという意見にもなりましたが、ここでは一定額として示しています。といいますのも、本来認定できない部分を補償するというものになりますので、やはり理由付けをしっかりとしなければいけないと。それと、全体的にみて、本件についてはこうしたものも支給してもよいだろうと考えて記載しました。(ア)と(イ)については、現在起因性を認定する場

合に、自然科学的にこれはアスベストばく露が原因となって発症したのだと正確に言えるものはないと。色々な要素があり、非常に難しい問題であると。それから、他のものが原因で発症していたとしても、アスベストばく露も一定程度寄与している可能性があるということと、肺がんを発症した場合に一般的に誰しもが一定程度発症する可能性があるわけですが、本件によりそのリスクが上昇した可能性というものもあるのではないかとということを記載しています。

次のイですが、これは平成16年度から平成19年度までの経過を見て、やはり市の様々な対応に問題があったということを記載しています。なので、ここではかなり手厳しい内容としています。これは実際に保護者や園児の立場から考えると、このような評価となるのではないかとこののを加味しています。(2)で、一応総括文書というのを市が平成19年度に発行しているわけですが、そこで①から③までの内容が反省とは書いていないですが、当時のまずかったこととして載っているわけですが、やはり改めて経過を見ると、ちょっとよろしくないというか、当時の市としてはやむを得ない部分もあったかと思いますが、86ページの下段に記載してあるとおり、委員会として特に問題として指摘できるのは、市には保護者らの心配や懸念に寄り添い、その心情を理解し、汲み取りながらことに当たるという姿勢に乏しく、むしろ可及的速やかに問題を収束させることに注力していたようにしか見えないという実態ですが、これは他の例には見られないような部分でもありますので、市としても責任を十分に認識いただきたいとして、今回の理由付けにしています。

(ウ)は、市の補償という言明もあり、当時の議論を見てみると、状況的に天井板の取り外しと雨漏りでの危険性が中心となって議論がされてきていて、それについての説明会等も開かれているわけですが、その際に保護者等は非常に高濃度のアスベストが飛散したのではないかと捉えられていまして、その認識が前提となって議論が進められてきたと私は理解しました。なので、保護者の理解に立つと、アスベスト関連疾患に罹患した場合には、他のアスベストばく

露がない限り、本件において補償がなされるものと考えすることは仕方のないことだと考えました。

そのため、結果として、アスベストの起因外補償と言いますか、起因外給付のようなものとして、(イ)のとおり50万円から150万円程度の金額を給付したらよいのではないかと記載しています。少し中途半端な金額ではありますが、要するに100万円前後の金額ということで考えました。これは、なかなか数字を出すのも難しいのですが、実際に原因があって補償する場合、一般的にはどの程度治療費がかかるのかというの見なければならぬのですが、いわばこのアスベストばく露によって発症したのではないかという精神的苦痛に対する慰謝としての給付という性質があるものとして、裁判の例も鑑みながら考えました。

ただし、こうした給付の内容ですので、エのとおり給付を行わない場合というのでも決めました。例えば、労災で認められているような発がん性物質をばく露あるいは摂取している場合には、それによって発症していることが明らかであろうということで、除外することとしています。それから、他の事故あるいは災害によってばく露、摂取した場合でも、本件からは除外してよいだろうと。③は喫煙なのですが、これについては様々問題もあるのですが、喫煙はその影響が大きいと社会的にも言われていますので、その点を考慮して除外するとしています。ここは一つ議論が必要かと考えています。

(6)の見舞金や手当の考え方ですが、ここは私が起案したものではないのですが、むしろ私自身はここには消極的なのですが、要は今までの説明部分は発症した場合のものなのですが、これについては発症せずとも、これまでの経過等からばく露したであろう園児等に見舞金を支給してはどうかというものです。また、現在情報が分かっていない昭和58年度以前の園児等に対しても、本来市で名簿等を管理すべき点と、事実の受け止めや申し出の手間等を加味して支給してはどうかということです。この点については、どなたかから補足説明をお願いできればと思います。

最後に、報告書本文の注として付けているのは、今説明した部分に※印があるものに対応したものです。これは、補償の問題は立場や見方で変わってくるものですので、委員会の中でどのような議論があったのかですとか、参考とした考え方等を示したものです。ここで重要なのは、※5は国の救済制度の性格を環境省が出していますが、本件には適用しないとしています。それから、※6は法律家がこのような考え方でやっているというようなことを、注とも言えないような内容ですが、一応示させていただいたものです。※8は、前回時効の問題も出ましたが、私の考えとしては、通常時効というのは損害や権利があることを知ってから進行するものですが、知ったか知らないかを判断するのも大変ですので、一定の期間を区切ってはどうかというものです。これは実際には、市で要綱等を策定する際に考えることです。※9は予定の話ですが、補償の制度をちゃんと作ろうとすると、色々と検討しなければならない点があり、どこまでやるかというのがあるのですが、ここに①から③に示した点にはご注意くださいと書きました。これは部会長会議から付け加えたものです。それから、※12も重要ですが、ご覧いただければお分かりいただけると思います。※13は、一律の見舞金を交付することについては、私自身はあまり積極的ではなかったもので、なぜ出すべきではないかというのを書いたものです。ですから、先ほどお話ししたように、現行案では(6)のとおり示しておりますので、※13は削ることになるかと思いますが、私が考えたのは当時の保護者は一時的な見舞金などを求めていたのではなく、きちんと記録を残して、市にしっかりとした補償をしてもらおうということが一番求めていたと思いますので、ここで見舞金を支払うと、市が責任を一部果たしたというような印象となる可能性もあるかと思ひまして、やはり補償は発症した際にちゃんと行うべきということで、私の意見を書きました。それから、※14は、先ほどの因果関係がない場合の給付ですが、そうした場合でも補償をするような裁判例や制度はあるかということで、なかなか制度となっているものはな

	<p>いのですが、裁判例としてもなかなか正面切って因果関係がないものを補償するというものもないのですが、少し専門的にはなりますが、最高裁の医療過誤の事件で、色々と微妙な面もあるのですが、因果関係が認められない場合でも一定慰謝料の支払いを命ずるといような判決が出ているものがあります。千葉県弁護士会が調査しただけでも、39件あるということです。金額としては、この場合は亡くなっている場合になりますが、100万円から1500万円となっていて、平均としては432万円ということでまとめられています。裁判の例ですので、これをそのままとはいかないでしょうが、一応こうしたものがあるとして、ここに載せています。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今ご紹介いただいたように、主に3段階の補償等に関する考え方をまとめたということで、一つは因果関係が明確なものについては補償をするということで、浜見保育園でのアスベストばく露が原因で発症したと認められた場合には、しっかりした補償をするということでまとめられています。ただし、リスクの推定の部分でもお示ししましたが、発症の可能性はかなり低いと考えています。第2段階目として、(5)におまとめいただいたように、因果関係が明確ではないけれども関係がないとも言えないといった場合にどうするかということで、主に肺がんが対象となりますけれども、そうした病気が発生した場合にはどうするかということをもとめていただいています。一部制限はありますが、何らかのかたちで給付をすることが望ましいとしています。最後、(6)として、これまでは発症した場合の補償ないしは給付でしたが、発症がない場合についても見舞金や手当を支給してはどうかということで、まとめました。これについては、色々ご意見があるかと思いますが、(5)でまとめいただいたとおり、特に平成16年度以降の市の対応について精神的な負担を追われた保護者の方等がいらっしゃったと、もちろんお金とい</p>

	<p>うことではないのですが、謝罪や誠意のかたちの一つとして、こうしたかたちで見舞金を出してはどうかと。同時に、今回委員会で明らかになったように、昭和58年度以前にばく露を受けたという方々については、情報提供を行うことに対して手当を行うということ考えたのですが、これについても色々ご意見がありました、私としては事情によって金額を分けるのも不合理かと思ひまして、ここは同程度の金額を支払うということで、本日の案はまとめました。ここにつきましては、先ほども久保委員からありましたとおり、まだ十分に議論が深まっていない部分でもありますので、是非ご議論いただきたいと思います。</p>
牛島委員	<p>本当にここまでまとめていただいて、ありがとうございました。まず、88ページの見舞金ですが、アで昭和59年度の改修工事と平成11年度以降の雨漏りでばく露した可能性のある園児への見舞金ということですが、要はばく露の可能性があつて、色々精神的にも負担があつたので、是非見舞金をということなのですね。ただ、それ以前の方々と比べるとばく露は少なかったであろうということなどは、まだ十分に議論が尽くされていないのです。今回のように、ばく露したから不安に思うということであれば、後で気付いた方もその点は一緒なので、先ほど委員長とも話したのですが、アの人たちは平成16年度から平成19年度に気が付いて、色々市とのやり取りというか紛争というか、ゴタゴタに巻き込まれたという部分がありますので、ばく露したことだけではないということがあるかと考えています。イについては、名簿の整備に手伝ってくれた方々に手当としての見舞金を出すという整理にここではしています。なので、ばく露したことに対する不安感ということであれば、いつでもどこでも同じでありますので、昭和47年度からのリスクがある方々については一律の見舞金を出して、プラスで一部の方々には手当を出すという案を先日出したのですが、今回はそうではなくて、トラブル対応に携わつたという見舞金と、名簿整備を手伝つたとい</p>

	う意味での手当ということでまとめています。なので、※13については・・・
久保委員	※13については、先ほど説明したとおり、見舞金を支給する方向で記載するのであれば、ここは全て削除することで考えていますが。
牛島委員	私としては、少し残した方がよいかと思っているのが、当時の保護者らの要望として、文京区では一人10万円を支払われたという例を知りながら、それよりも肺がんも含めて発症した場合の補償をしてくださいという意向が強かったので、因果性がはっきりしないものについても補償をするという方向での注として残してよいかと思っています。
久保委員	そうすると、※13の位置は変わりますね。
牛島委員	補償部会で保護者等からヒアリングした際にも、保護者の方々は見舞金はいらないから、肺がんも含めて発症した時に治療費等をしっかり補償してほしいと、当初から訴えられてきたと。なので、因果関係がはっきりしない場合の給付金の根拠として、これを加えてもいいのかなということです。
久保委員	その場合には、見舞金を出すことと矛盾するかと思いますが。
牛島委員	なので、見舞金は一律の見舞金とは少し違うということです。
久保委員	ただ、実際は同じようなものなのでね・・・
牛島委員	いや、一律ということであれば、昭和47年度からの児童も同じように対象となるわけで・・・
久保委員	手当も含めれば、一律にはなると思いますが。
牛島委員	いや、それは名簿がないから・・・
久保委員	もちろん主旨はそうなのだけでも・・・ 私はそこまでこだわらないのでよいのですが・・・
牛島委員	いや、「一律」ということであれば、分かっている人には理由なく全員にということになりますので。例えば、昭和58年度以前の方がAさんによって、BさんやCさんという人が判明した場合には、Aさんには手当が払われますが、BさんとCさんには払われないと。

	Aさんは情報を提供した方なので、もらえるということです。
久保委員	そういう制度なのですか。
牛島委員	そこまでは書いてないですが、自分の時間を使って判明した場合には、手当を出すというかたちですね。 私の当初案では、全員に一律で出したうえで、名簿整備に協力した方には上乘せでとしていましたが、今回委員長がまとめてくださったのは、トラブル対応に関わった人と、名簿整備に関わってくれた人が対象となって、その中で芋づる的に分かった人には払わないとしているのかなど。私はそのように理解しましたけども。
名取委員	基本的に申し出された方は、それだけで労力を割いているわけだから、そうした方には手当を出すという考え方ですね。
牛島委員	なので、芋づる的に分かった人ですとか、市が独自に調べた方などは対象とならないということですかね。
委員長	私は、今牛島委員からご指摘があった部分までは考えていませんでした。ただ、市が調べた人にはお金は出さず、ご自分で申し出た人にはお金を出すというのも変な話ですよ。
牛島委員	なので、これは情報提供料としての手当としているのかと、私は理解したのですが。
委員長	そういう意味では、公平性を重視しています。なので、あまり差をつけるべきではないと考えています。
牛島委員	では、やはり一律的なものということですね。
委員長	金額的には、ということですね。理由はちょっと異なってきますけれども。
名取委員	少なくとも、この方々にもリスクはあるわけなので、3年だとか5年だとかでリスクを出していただけてますが、場合によっては 10^{-5} （10のマイナス5乗）までいってしまうのですね。でも、まだこの方々はそのことを知らない。これから初めてこの方々は、自分が40数年前にどうだったかを知らされるわけなので、それには一定の恐怖だったりストレスだったりあると思われそうですので、それに対

	<p>しては全員を対象としてよいと考えています。</p> <p>これまでの方々はそれとして、これからの方々はこれから初めて知るわけで、だんだんと理解をしていくという、日本で初めての例だとは思いますが、そうしたことに対して行うということですね。</p> <p>それと、話は変わりますが、87ページのウの（イ）ですが、単に間違いかなと思いますが、「前述の（４）の判定によって」は、（３）の誤りということによろしいですか。</p>
久保委員	（３）ですね。すみません。
委員長	<p>（５）以降の点については、新たな考え方に踏み込んでいますので、是非ご意見を頂戴できればと思いますが。</p> <p>今巻末に付けていただいている注については、脚注や巻末注として付けるかたちにしたいと思えます。</p>
副委員長	<p>今のところですが、見舞金と手当という表記がありますが、これはこのままでよろしいのでしょうか。それとも、どちらかに統一したほうがよいのでしょうか。</p> <p>先ほどの牛島委員の話では、人を探した時の手間賃なのだけでも、それは公平性の観点からすると検討が必要だということで、手当としてしまうと意味がぼやけてしまうようであれば、見舞金で統一してもよいのかなとも思いますが。</p>
久保委員	<p>名取委員がおっしゃったように、全然この件を知らない人たちが課題ですよ。平成16年度からの交渉に加わって苦労された方々もいるわけで、この交渉がなければこの委員会もないし、補償もなかったかと思えますので、平成16年度の方々はそのように苦労をされていると。一方で、それよりも前の方々については客観的に危険があるとも言えるわけで、全体としては見舞金ということとして、趣旨としてはこうしたものもあるという点を含みを持たせてもよいのかなとも思いますが。確かに、あまり分けるのもどうかと思</p>

	ますし。
副委員長	これを読んだ方が、見舞金は分かるけど、手当って何のこととなつてしまうと・・・
名取委員	であれば、統一したほうがよいですよ。
赤堀委員	この手当は、実際には浜見保育園と全く関係ない人が写真があるからと持ち込んで、それで園児等が判明した場合には、その関係のない人に手当が支払われるということ・・・？
牛島委員	そうではないです。
委員長	全く関係ない人が探すというのは、あまり想定していなくて・・・
赤堀委員	例えば、私が他の方の写真を持ってきて、それで判明したとしたら、私が手当をもらえてしまうということですか？
牛島委員	本来、市が行うべきことであって、それを第三者に依頼する時、例えば委託をする時などは委託料を払いますよね。そうしたようなものを、自発的に対象者本人なり家族なり友人なりに、写真は自分の子だけを写すというのはあまりないと思いますので、そうしたものを持ってきてもらう、いわゆるインセンティブのようなもの、市がそれを行うならば当然支払わなくてよいけども・・・
赤堀委員	では、委託されたようなものだと・・・
副委員長	そういう考えもよいのだけれど、ただそれだと浜見保育園に全く関係ない人も対象になってしまうので・・・
名取委員	申し出に関しては、相互に認め合うということを前提にして、部外者はできないことにするしかないですよ。当時の保育士さんに伺うなどして、確認をとるような・・・
牛島委員	そういうものがなくとも、みなさんが申し出てくれるということであれば、それでよいとは思いますが。ただ、ばく露させられたという部分を少し出して、私もそうだと申し出できる体制にしたほうがよいと思いますね。
久保委員	ただ、いずれにしても、この広報をどうするかというのが、一番の問題だと思うのです。どういう風に知らせるかというか、知って

	<p>もらうかというか。中身もどのようなことを書いて、アスベストにばく露した可能性があるので申し出てくださいと書くのか、非常に難しいと思います。どこまで正確に書けるかという問題もありますし。ただ、広報をしなければ広がっていかないということもありますのでね。なので、芋づる式にもあまり出てこないのではないかと・・・</p>
委員長	<p>ここで想定しているのは、あくまでも自己申告なのですよ。</p>
名取委員	<p>自己申告ですね。他の人から声掛けなどがあっても、最終的には自己申告された方に対して給付するということです。</p>
委員長	<p>見舞金に統一するという考え方もあるかと思いますが、ここで参考にしたのは久保委員から説明のあった、平成16年度以降の対応なのですね。なので、アについては見舞金でよいかと思うのですが、それ以外の方々へは見舞金ではないのではないかと、私は考えているわけなのですが、このあたりはまだ整理がついていないですね。</p>
久保委員	<p>私も自信があるわけではないですが、考え方としては委員長と一緒にですね。見舞金とは言えないのではないかと・・・</p>
委員長	<p>考え方として、これから初めて事実が伝えられるの方々にも支給することについては、みなさんいかがでしょうか。</p>
名取委員	<p>よろしいのではないかと思いますね。</p>
<p>(各委員頷く)</p>	
委員長	<p>よろしいでしょうか。 では、表現の問題はありますが、こうしたの方々にも何かしら給付をするということで進めたいと思います。</p>
牛島委員	<p>今日の意見では、区分けをしないほうが、手当という言い方はしないほうがよいのではないですかね。</p>
委員長	<p>その場合、理由をどうするかという点もあるかと思いますが。</p>
名取委員	<p>今までご意見を聞いていなかったもので、清水委員にお聞きしたいのですが、他の部分については、当時から問題となっている部分なので、比較的保護者も園児も同時に知っているものが多いですね。</p>

	<p>ただ、今回は今まで関係ないと思っていたけど、実は40年前のことであなたたちも関係あるらしいですよということになるわけです。なので、それを知らされた方々は、そこから何を思われるか、そこにどういったことをするのが適切なのかという話だと思うのですが、いかがですかね。</p>
清水委員	<p>難しいですね。問題が起こったのと同時に知れば、個人差はありますが、同時的に進行していきますので、感情もそのように動きますが、40年経って、これまでの生活もある中で知らされるというのは、すごくあっさりを受け止められる方もいるでしょうし、反対にすごく重く取られる方もいると思います。その辺の受けた気持ちの評価というのは、すごく難しいと思います。補償の問題を考える際に、精神的な部分を基準化して評価するというのは、非常に難しい問題だと考えています。</p> <p>一律の見舞金を出したとしても、個々で訴訟をされたり、例えば原発の問題でも、一律の見舞金は出ているけれども、個々で訴訟をされているという事実はありますので、やはり一律では納得されない方というのにも出てくるかなとは思いますが、それはそれでその時の個別の対応でしかないのかなと。基本としては一律で支給をする中で、そうした個別の対応は真摯に誠実に行うということで整理していかなくては難しいのではないかと感じています。</p> <p>一律での補償ということで記載しておき、個別の対応が必要になった際には、市に真摯に誠実に対応を依頼するというようなことを書いておくしかないのかなと思います。</p> <p>心理の相談ですと、当初はすごく重く受け止められて、思い悩んでしまうということもあるのですが、時が経つにつれて気持ちも落ち着かれていくということも多くあります。そうした場合には、ある意味、落ち着いてからがスタートとなるのですね。</p> <p>あと、先ほど周知の問題に関しても、どのように伝えるかという問題とともに、それを知ってもすぐには関わりたくはないと感じて、</p>

	後になって申し出されるというケースもあると思うのです。そうした問題もあるので、今後色々出てくるだろうとは思いますが。何より、どのようにみなさんに伝えるのかは、非常に難しい問題かと思えます。
名取委員	ですよね。なので、周知の部分については、今後清水委員にご協力いただかなくてはならない部分もあるのだろうと思えますし、いずれにしても初めてことばかりなので、様々な問題が出てくると思えます。
委員長	基本的な考え方については、大体出てきたのかなと思えますが、まだこの報告書での表現については、少し修正が必要なところもあるかなと思っています。
名取委員	ちょっとその部分については、今あったとおり、清水委員のお考えも加えた表現にしたほうがよいかもかもしれませんね。
委員長	<p>(6)の最初のところには、今平成16年度以降の対応のみを書いていますので、ここに少し昭和58年度以前の園児に関する心情等も加えて、そのうえで一律の見舞金というようなかたちもありますよね。そこは、少し検討をさせていただきます。</p> <p>ということで、第4章がやはり、今回一番課題となりますけれども、大体こうしたかたちでよろしければ、後はこちらで最後検討させていただいて、最終案をみなさんにお送りして、そこでまたご意見を頂戴して、最終版をまとめたいと考えていますが、そのようなかたちでよろしいでしょうか。</p>
名取委員	もう大体できているので、最後は村山委員長と事務局とに一任ということによいのではないですか。
久保委員	締め切りと言いますか、いつを目標にまとめられる予定ですか。
委員長	本来ならば、今日まとめてしまいたかったのですが、これからまとめるのに、更に1か月はかかってしまいますので、連休（ゴールデンウィーク）明けくらいになってしまいますかね。できるだけ早く

	とは考えていますが、そのくらい時間はかかってしまうかと思いません。
名取委員	となると、4月の中旬くらいには一度案をお見せいただいて、それに対する意見を返して、あとは委員長と事務局で決定していただくというような流れですかね。
久保委員	その後は、何かセレモニーのようなものはあるのですか。
委員長	どうでしょうか。
名取委員	説明会などはしなければならないですよ。
久保委員	いやいや、市長に対し提出するなどのセレモニーはあるのかと。
事務局 (中野主任)	現時点では、特に考えていませんでした。 ただ、確定した時点で、報道機関には情報提供しますので、その際に報道機関からの取材等はあるのかなと思います。
赤堀委員	でも、親としても委員としても、これまでの苦勞がたくさん入っているんで・・・
名取委員	説明会はされるのですか。
久保委員	市としての方針が決まらないと、説明会はできないのではないですか。なので、大まかな方針が決定した段階でないと。
事務局 (中野主任)	中間報告の際のように、委員会としての説明会というのは、必要ないのかなと思いますが、これを受けての市としての対策案又は確定版かは分かりませんが、市として説明を行うというのが、今後の流れかなとは思いますが。
委員長	そうすると説明会がなくなってしまうので、やはり何かセレモニー的なものはあってもいいかと思えますね。
副委員長	委員会としての記者会見ですとか。
事務局 (中野主任)	それでは、ゴールデンウイーク明け頃の、報告書確定を受けて、市として受領する段取りというのは、少し調整させていただいて、ご連絡をさせていただければと思います。
赤堀委員	少し気になったのですが、見舞金の部分は、数万円程度のまま出すのですか。それとも、これから再度検討して、最終的に具体的な数

	字を入れるのですか。
委員長	今のところ、ここはこの表現と考えていますが。
赤堀委員	発症した時みたいに、50万円から150万円のように示さないのですか。
名取委員	参考となる事例もないわけなので・・・
赤堀委員	文京区のさしがや保育園の事例でも、見舞金はもらっていますよね。
久保委員	さしがやの事例でも、報告書に書いてあるわけではないから。
牛島委員	先日の会議でお示したように、さしがやの事例では裁判を行って、和解にあたって見舞金を出しているのです、裁判所からも10万円が妥当とされているわけなので。
副委員長	それは、委員会の決定ではないということですね。
牛島委員	委員会の決定ではないです。
赤堀委員	裁判であっても、10万円と決まったわけだから、それを踏まえてここにもいくらと書けないのでしょうか。
副委員長	そこは、この委員会の委員として、いくらにすべきと提案されれば、それを基に検討することになるかと思います。
赤堀委員	私には分かりません。
牛島委員	文京区においては10万円なのですね。ただ、こちらでは因果性のない肺がんも拾ってほしいと言われているため、こちらと文京区が同じとは言い難いかなと思っていますので、数万円という表記になっています。
久保委員	数万円というのは、大体5～6万円ですよ。
赤堀委員	そこは、市もそのように考えられるのですか。
委員長	いや、そこは市も人によって変わってくると思います。 私個人としては、そこまでは限定できないなと考えています。それは、もちろん予算的な部分もあるでしょうし、逆に先ほど出ていた謝罪や誠意という面もあるので、そのあたりは含みを持たせていいのかなと思います。 ただ、少なからず、これまでこうした見舞金を出すというのはなか

	ったことですし、そうした意味でも初めての例なので、市としてもそこまで踏み込めるかどうか。
久保委員	そもそも市が出すか出さないかという判断もありますしね。
清水委員	委員会からの提言として、金額部分や文章的な部分を示していますので、これを受けて具体的にいくらにするか等は、市として決定すべき事項ではないかと思います。数万円をいくらにするのかですとか、50万円から150万円をいくらにするのかですね。これまでの対応のまずさや姿勢などの指摘も含めて、市として決定されるものだと思いますし、委員会の提言の性格からすると、そこまでのものだと思います。数字としては幅があるのだらうと思っていますが。
委員長	そのとおりです。
牛島委員	ただ、赤堀委員として何か思う金額があるのであれば。
赤堀委員	思っている金額とかはないのですが、金額があまりにもアバウトだったので、どうかと思ひまして。
牛島委員	数万円というのは、10万円まではいかない金額ということですね。
赤堀委員	人数も多いですものね。
委員長	名簿のない方々については、どこまで掘り起こせるかは分かりませんよね。先ほどもあったように、掘り起こしのための作業も必要になりますし、それも決してタダではないので。検討事項でしょうね。
名取委員	市として方針を決定された後に、それ以降にこの委員会に依頼される事項も増えてくると思うのですね。その事項の大事なことは、昔の方をどのように探して特定していくかというようなこともあるかと思いますが、これからがまた大変になってくる。これからがスタートにもなるかと思っています。
委員長	よろしいでしょうか。
赤堀委員	こうした報告書を出して、この委員会が解散になってしまつて、私が今度は保護者の立場として、きちんと補償が考えられているかとかを見ていくのは・・・

名取委員	また委員会は開かれますから。今後は、市で検討された対策案の報告があつて、その後周知やニュースはどうしましょうという内容で、委員会は開かれますので、この委員会は終わりではないですよ。なので、赤堀委員も気になられるようでしたら、引き続き委員として参画いただければ。
赤堀委員	では、これは後は全部市で決めてねということではなくて・・・
名取委員	市が決めた方針のご報告があつて、それから今度は新たな内容の提議があつて、違う作業が始まります。 なので、この会議は継続されるという認識で、事務局よろしいですよね。
事務局 (黒岩総務 部長)	最終報告書を市として頂戴しましたら、今度は市として対策案を考えます。 その内容は、市議会に対して全て説明しないといけないものになります。なぜかと言うと、それ(対策)に伴う予算を市議会において決定していただかなければならないからです。そこで、議員のみなさんから、市側に対して質問がなされます。「金額の妥当性はどうか」、「何人が対象なのか」、「いくらかかるのか」、「いつまでにやるのか」などについて、市側が答えなければなりません。そうしたやりとりを経て、はじめて予算が使えるようになりますから、市としては非常に大きな手続きが待っているわけです。その中で議員の方々から、「市としてはお詫びをしたのか」とか、そういった質問も出てくると思います。なので、そこで一旦整理がされると思います。一方で、専門的な知見が必要となる場合には、こちらの委員会かまた別の委員会か分かりませんが、そうしたところにお知恵を拝借して進めていかなければならない。今後はそういった流れになっていきます。
赤堀委員	では、これを作成しても、この会議が終わるわけではないと。
事務局 (黒岩総務)	最終報告書を頂戴しましたら、報道機関からの取材も来るでしょうから、そこでもお答えをしないとイケません。

部長)	先ほどお話のありましたセレモニーを記者会見スタイルにさせていただく等は、今後調整させていただければと思います。
委員長	よろしいでしょうか。 それでは、一番大きな仕事として、この最終報告書をまとめるということがありますが、それが連休（ゴールデンウィーク）明けまでということなので、進めていきたいと思います。 今日の議題は、あとその他がありますが、委員から何かありますか。
(特になし)	
委員長	事務局からは何かありますか。
事務局 (中野主任)	先程来、話が出ています、最終報告書確定後の会合につきましては、また改めて日程調整等させていただければと思います。 また、報告書を頂戴した後に、市として対策を構築した際には、検診等も始まってまいりますので、その際も引き続きお願いできればと思います。
委員長	ありがとうございます。 それでは、これで第10回の委員会を終えさせていただきますが、これで委員会としては一定の役割を終えたということで。 本当に長きにわたりましてご尽力いただき、ありがとうございました。よいかたちで最終報告書がまとまればと考えておりますので、また引き続きよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

以 上